令和６年度　給付型奨学金（大学等）申請前チェックシート

申請前に世帯が奨学金の対象となるか確認してください。
申請者（あなた）の立場でお答えください。

チェック項目	はい	いいえ
申請者は，令和７年度に学校教育法に規定する大学（大学院を除く），専修学校（専門課程に限る）に入学（受験）を予定している方あるいは高等専門学校の第4学年に進級を予定している，旭川工業高等専門学校※の学生ですか。 ※高等専門学校の第4学年に進級を予定している場合，奨学金のみの支給となり，入学準備金の支給対象外となります。		
申請者が在学している高校等は旭川市内及び近隣８町（※①）にありますか。または，定時制高校あるいは通信制高校（※②）ですか。 ※①鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町 ※②通信制高校については所在を問いません。		
申請者及び生計維持者（父母等）の令和６年度　道民税・市民税の税額控除前の所得割額※①の合計が２５７，５００円未満ですか。 ※①勤務先から渡される「給与所得等にかかる市民税・道民税　特別徴収税額の決定，変更通知書」または市町村から送付される「市民税・道民税税額決定納税通知書」を確認してください。 ※②生計維持者のどちらかが市外に住んでいる場合は，「給与所得等にかかる市民税・道民税　特別徴収税額の決定，変更通知書」または市町村から送付される「市民税・道民税税額決定納税通知書」の写しが手続きに必要です。		
生計維持者（父母等）のうち少なくとも１人は令和６年１月１日から引き続き，本市に住んでいますか。		
申請者及び生計維持者（父母等）は旭川市奨学金，入学仕度金の返還に滞納がないですか。 ※申請日時点で滞納が解消していること。		
申請者及び生計維持者（父母等）は本市の市税に滞納がないですか。 ※申請日時点で滞納が解消していること。		
申請者の在学している高校等の，第１学年から第２学年の全期及び第３学年の第１学期あるいは前期の成績表の5段階の評定が4.3以上ですか。 ※在学している高校等から成績証明書と給付型奨学金（大学等）推薦書の交付を受ける必要があります。		

いいえが1つでもある方は対象外です

すべて「はい」の場合，給付型奨学金の申請要件に該当します。

申請時に必要な書類	チェック
給付型奨学金（大学等）支給申請書（市のホームページ及び子育て助成課窓口にて配付） ※入学予定（受験予定）の大学等が複数ある場合には，「入学予定大学等申請書」にすべての大学等を記入してください。	
入学予定大学等申請書（市のホームページ及び子育て助成課窓口にて配付）	
世帯状況票（市のホームページ及び子育て助成課窓口にて配付）	
給付型奨学金（大学等）推薦書（市のホームページ及び子育て助成課窓口にて配付） ※在学している高校等に記載を依頼してください。	
成績証明書（在学している高校から交付を受けてください。） ※高等学校等の第１学年から第２学年の全期及び第３学年の第１学期あるいは前期の成績表の5段階の評定が4.3以上であること。	
申請者及び生計維持者の納税証明書（市税に滞納がないこと） ※税務部税制課（総合庁舎３階税２番窓口）もしくは各支所にて取得してください。	
（申請者や他の生計維持者が，市外に住んでいる場合） ①市外に住んでいる方の住民票 ②勤務先から渡される「給与所得等にかかる市民税・道民税　特別徴収税額の決定，変更通知書」または市町村から送付される「市民税・道民税税額決定納税通知書」の写し	

※世帯の状況によっては，追加で書類を提出していただく場合があります。

※支給人数に限りがありますので，要件を満たしていても不支給となる場合があります。